

川崎市公告第1241号

川崎都市計画下水道の変更（第1号公共下水道）の都市計画の変更案について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

令和8年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画下水道の変更（第1号公共下水道）

2 都市計画を定める土地の区域

（1）追加する部分

なし

（2）削除する部分

川崎市川崎区小田2丁目、小田3丁目、小田4丁目、小田5丁目、小田栄2丁目、鋼管通3丁目、浜町2丁目、桜本1丁目、桜本2丁目地内

（3）変更する部分

川崎市川崎区京町2丁目、小田7丁目、鋼管通4丁目、浜町4丁目、池上町、池上新町3丁目、塩浜2丁目、塩浜3丁目地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎19階）

川崎区役所市政資料コーナー（川崎区東田町8）

川崎区役所田島支所仮庁舎（川崎区田島町20-23）

川崎市立川崎図書館（川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク4階）

※都市計画課、川崎区役所、田島支所は、平日の午前8時30分から午後5時まで

※川崎図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで、並びに土曜日、日曜日及び祝日の午前9時30分から午後5時まで。なお、休館日がありますので御注意ください。

4 縦覧期間

令和8年9月10日（木）から令和8年9月24日（木）まで